



2021年3月1日

各 位

会社名 株式会社スペースマーケット
代表者名 代表取締役社長 重松大輔
(コード番号：4487 東証マザーズ)
問合わせ先 取締役 佐々木正将
TEL. 050-1744-9969

監査等委員会設置会社への移行、本社移転及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月30日開催予定の第7回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。

また、本日開催の取締役会において、下記のとおり、本社の移転につきまして決議いたしました。

これらに伴い、監査等委員会設置会社移行及び本社移転等に伴う定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2021年3月30日開催予定の第7回定時株主総会において、移行に必要な定款変更につき、ご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 本社の移転について

(1) 新本社住所

東京都渋谷区神宮前六丁目25番14号神宮前メディアスクエアビル2階

(2) 移転予定日

2021年5月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日

(3) 移転理由

従業員数の増加及び新しい働き方に応じたオフィスの見直しのため、本社移転を決定いたしました。

(4) 業績に与える影響及び本社移転に関する費用について

本社移転に伴う業績への影響につきましては費用が発生する可能性があります。その内容につきましては精査中であり、適時開示の必要が生じた場合は、その内容を速やかに開示いたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。あわせて、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

また、上記本社移転に伴う変更及び商号の英文表記の変更もいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2021年3月30日（予定）

定款一部変更の効力発生日 2021年3月30日（予定）

以 上

当社定款新旧対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社スペースマーケットと称し、英文では <u>Space Market, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1.</u> インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したデジタルコンテンツ（文字、音声、音楽、画像、動画等）及びホームページの企画、制作、運営、管理、配信並びにこれらの受託及びコンサルタント業務</p> <p><u>2.</u> オフィスビル、貸しスペース、マンション等不動産の管理、賃貸、売買、運営、仲介並びにコンサルティング業務</p> <p><u>3.</u> 貸しスペース、ホテルその他宿泊施設、スポーツ施設、劇場、飲食店の運営受託業務</p> <p><u>4.</u> 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、販売、運用</p> <p><u>5.</u> 動産のリース及びレンタル業</p> <p><u>6.</u> 経営、広報、営業などに関わるコンサルティング</p> <p><u>7.</u> 新卒採用支援、人材紹介に関する業務</p> <p><u>8.</u> 各種イベント、セミナー、パーティー、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の紹介及び派遣</p> <p><u>9.</u> 週貸し、1日貸し、時間帯貸しスペースの検索・予約サイト『スペースマーケット』の運営</p> <p><u>10.</u> 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社スペースマーケットと称し、英文では <u>Spacemarket, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)</u> インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したデジタルコンテンツ（文字、音声、音楽、画像、動画等）及びホームページの企画、制作、運営、管理、配信並びにこれらの受託及びコンサルタント業務</p> <p><u>(2)</u> オフィスビル、貸しスペース、マンション等不動産の管理、賃貸、売買、運営、仲介並びにコンサルティング業務</p> <p><u>(3)</u> 貸しスペース、ホテルその他宿泊施設、スポーツ施設、劇場、飲食店の運営受託業務</p> <p><u>(4)</u> 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、販売、運用</p> <p><u>(5)</u> 動産のリース及びレンタル業</p> <p><u>(6)</u> 経営、広報、営業などに関わるコンサルティング</p> <p><u>(7)</u> 新卒採用支援、人材紹介に関する業務</p> <p><u>(8)</u> 各種イベント、セミナー、パーティー、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の紹介及び派遣</p> <p><u>(9)</u> 週貸し、1日貸し、時間帯貸しスペースの検索・予約サイト『スペースマーケット』の運営</p> <p><u>(10)</u> 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許</p>

現行定款	変更案
<p>諾、売買及び管理</p> <p><u>1 1.</u> 広告、出版、印刷、映像及び広告、宣伝、通信、販売促進に関する情報媒体の企画、デザイン、制作、販売及び各種情報の収集、調査並びに広告代理店業務</p> <p><u>1 2.</u> 旅行業法に基づく旅行業</p> <p><u>1 3.</u> 生命保険の募集に関する業務</p> <p><u>1 4.</u> 損害保険の代理に関する業務</p> <p><u>1 5.</u> 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 1 0 条 (条文省略)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 1 条～第 1 6 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 1 7 条 当社の取締役は、8 名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>諾、売買及び管理</p> <p><u>(1 1)</u> 広告、出版、印刷、映像及び広告、宣伝、通信、販売促進に関する情報媒体の企画、デザイン、制作、販売及び各種情報の収集、調査並びに広告代理店業務</p> <p><u>(1 2)</u> 旅行業法に基づく旅行業</p> <p><u>(1 3)</u> 生命保険の募集に関する業務</p> <p><u>(1 4)</u> 損害保険の代理に関する業務</p> <p><u>(1 5)</u> 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 1 0 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 1 条～第 1 6 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 1 7 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、8 名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>取締役全員の報酬の総額又は最高限度額を株主総会の決議をもって定め、その具体的な配分は取締役会の決定に委ねるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>本条の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、報酬の総額又は最高限度額を株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 2 7 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 2 8 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 2 9 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 3 0 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 3 1 条 監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 3 2 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 2 8 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 2 9 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第 3 0 条 監査等委員会は、その決議によって</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p><u>第33条 監査役の報酬等は、監査役全員の報酬の総額又は最高限度額を株主総会の決議をもって定め、その具体的な配分は監査役の協議に委ねるものとする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><u>監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 附 則</p>	<p>第7章 附 則</p>
<p>(定款に定めのない事項)</p>	<p>(定款に定めのない事項)</p>
<p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第7回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(本店の所在地変更の効力発生日)</p> <p><u>第37条 第3条 (本店の所在地) の変更は、2021年5月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日経過後、削除する。</u></p>

以上